

秋田県告示第47号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。）第54条の2第1項の規定により、介護扶助及び介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第55条の3第1号の規定に基づき、告示する。

平成31年1月29日

秋田県知事 佐竹 敬久

名 称	所 在 地	サービスの種類	指 定 年 月 日
たかのす翔裕園訪問介護事業所	北秋田市小森字向長渡15番地3	訪問介護、介護予防訪問介護	平成30年12月1日
条里ケアセンター	横手市条里一丁目15番7号	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	平成31年1月1日
デイサービスセンター楽々荘	横手市条里一丁目15番2号	地域密着型通所介護	平成31年1月1日
デイサービスお達者倶楽部	男鹿市北浦表町字表町52番地2	認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護	平成31年1月1日